

3月議会の報告 ②国保税、介護保険料の条例改定案について

2012.5.13 議会報告会

担当：宮下 誠／議会運営委員

④国保税・介護保険料の条例改定案について、ご報告いたします。

私からの報告は、二つの議案に関するものです。

まず、小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（議案第24号）について、お話しします。

最初に制度の概要をご説明します。

国民健康保険制度は、憲法に定める社会保障制度の一環として実施されているもので、住民に身近な自治体が運営しています。企業や各種団体がそれぞれ健康保険の運営をおこなっているなか、国民皆保険制度という下にあつて、国民健康保険は「最後のとりで」とも言われています。基本的に、日本の健康保険制度の中で、会社や団体の保険に入れない方、入っていない方を対象としている保険です。

保険料の流れと、診療サービスとの関係については、資料Bを参照願います。ここでは、中央にある国や都からの援助が非常に重要なポイントであることを、強調しておきます。

次に、議案についてご説明します。資料Aを御覧ください。

主な改定内容は（1）にある通りで、三区分ある税の内、医療分における税率改定で、内容は①と②の二つです。（2）は（1）に付随して起こる改定で条例全体の整合性をとるためのものです。

次に、資料Cを御覧ください。今回の税率改定を前年度と比較した一覧表です。三種類ある税の内、医療分のところを御覧ください。所得割のところは3.51%から4.5%へと上がっていることと、均等割のところは7000円から17000円へ上がっていることがわかります。表の左側が行政による説明の要点です。

国民健康保険税について、市は、平成18年度に税率改定を行い、以後は基金を取り崩すなどして保険税の負担増を抑えるよう努めてきた。しかし、今後も医療費はさらなる増加が予想され、財源が不足する事から、やむを得ず平成24年度の国民健康保険税の税率等を改定することとなった、としています。

他の資料は、紹介のみとさせていただきます。

資料Dは、多摩26市の保険税率の一覧表です。表の上に基礎課税分とあるところが別名「医

療分」で、今回小金井市で改定された部分です。

資料Eは、一般会計から国保会計への繰入金の一覧で、基金繰入金を含まない場合、小金井市は26市中21位であることがわかります。

資料Fは繰入金の推移で、小金井市が毎年、一般会計から国保会計へ億単位で繰入れ、赤字補てんを続けてきたことがわかります。

資料Gは、税率改定の前後について、一世帯あたりの税額の変化を示したものです。

本会議での（原案にたいする）賛成討論と反対討論については、議会だより2ページの上から5段目を参照ください。

反対討論の主なポイントは、「20.37%という大幅な値上げである」、「極めて逆進性が強い（所得が低いほど負担率が高くなる）」、「一般会計からの繰入金が極めて低い（三多摩最低クラス）」、「値上げの根拠となる医療費の設定が、高めとなっている」というものでした。

賛成討論の主なポイントは、「一般会計からの赤字補てんに依存し、都の交付金が減額されるという会計運営であった」、「所得に配慮し、多摩26市の平均に近づけた改正だ」、「今後、健康づくりや予防に力をいれるべき」、「国や都へ交付金制度の見直しを訴えよ」というものでした。

なおこの議案には、本会議にて議員3名から修正案が提出されました。内容は、職員の地域手当や住居手当を引き下げることによって財源を生み出し、改定後の均等割を1万4千円に抑えるというものでした。

採決では、まず修正案が賛成少数により否決となった後、原案が賛成多数により可決されました。詳細は、議会だよりの5ページを御覧ください。

介護福祉条例の一部を改正する条例（議案第28号）について、ご説明します。

まず制度の概要については、資料Jと資料Kを御覧ください。介護保険は、社会全体で介護を「支えあう」制度です。40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、介護保険サービスを（原則1割負担で）利用できる制度です。40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

この介護保険システムは、平成 12 年度から始まり、3 年ごとに事業計画を作り、見直しをおこなっています。今回の改定は、第 4 期から第 5 期への変更内容になります。

次に議案についてご説明します。資料 H を御覧ください。

主な改定内容としては、(1) と (3) の部分になります。

- (1) 所得区分別介護保険料率の段階を、11 段階から 15 段階へ更に細分化すること。
- (3) 基準額を月額 3,600 円から月額 4,800 円へ変更すること。

次に、資料 L を御覧ください。65 歳以上の高齢者の保険料については、被保険者の負担能力に応じた負担を求める観点から、市民税の課税状況に応じて段階的に設定されています。第 4 期から第 5 期へ移行するにあたり、その区分が増えていることと、基準額（第 4 段階）が月額 1200 円上がることが記載されています。

その他、資料 I は今回の改定後、小金井市の基準額が多摩 26 市における平均的なレベルになることを示しています。

資料 M は、欄外右下の記載にあるとおり、通常の計算式で算出された基準月額「自然体」に対して、億単位の基金取り崩しと交付金充当によって、保険料基準月額のアップが抑制されたことがわかります。

本会議での（原案にたいする）賛成討論と反対討論については、議会だより 2 ページの上から 6 段目を参照ください。

反対討論の主なポイントは、「国保税等の値上げで市民生活が大変な中で介護保険料の値上げをすべきでない」、「制度におけるサービス切り下げの内容が反映され、市として支援の努力が必要だ」、「国に対して財政支援強化と制度充実をもとめるべき」というものです。

賛成討論の主なポイントは、「介護保険認定者は急増している」、「特養ホーム等の施設整備とともに居宅介護の拡充は待ったなしの状況にある」、「今回は 6 年ぶりの大幅見直しで、結果として多摩 26 市中平均値となる」、「介護予防の普及と負担に見合った介護サービスの提供を要望する」というものです。

採決では、賛成多数により原案が可決されました。詳細は、議会だよりの 5 ページを御覧ください。

以上です。